

三重県社会福祉審議会委員の皆様へ

早速ですが、クリアファイルに入れました物は、ユニバーサルデザイン(UD)に関わる資料です。

昨今建物などのハード面から身近な商品(このクリアファイルは左利きの方にも配慮した物です。)、情報、サービス等々UDに配慮した物、人に多く出会えるようになりました。

三重県は、あらゆる人が社会参加できるまちづくりをめざし平成13年バリアフリー条例から平成19年には「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」として取り組んで今日に至っておりますが、この間各地域にUDのまちづくりを推進するNPO、ボランティア団体が出来、行政や社会福祉協議会と協働しながら今日まで活動してきました。当会もUDの活動10年を超えました。このような取り組みは全国的に見ても先進県と自負しております。

一方地域住民一人一人のレベルで考えますと、例えば思いやり駐車には今だそうでない方々の駐車も見られるのが現状で、まだまだ啓発の必要性を感じるのが現状です。

そこで委員の一員に加えさせていただいたこの機会に、皆様にご紹介方々ご理解の一助にと資料を配布させていただきました。

尚、県や各団体のHP上でも活動の一端を見ていただくことができます。

十分知っているという方もおられまじょうが、どうぞよろしくお願いいたします。

UDまちづくりの会

代表木下美佐子

ユニバーサルデザインの まちづくり

すべての人が使いやすくなるように考えてつくることを、
「ユニバーサルデザイン（UD）」といいます。

ユニバーサルデザインは、大人や子ども、体の不自由な
人、お年寄り、妊娠している人、赤ちゃんを連れた人、外国
の人など、みんなにとって使いやすいデザインです。



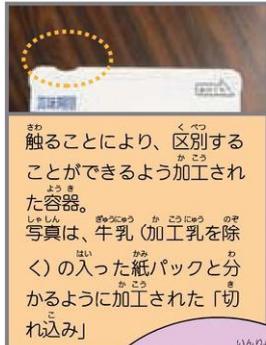
つし つし ユーディーれんらくきょうぎかい
津市・津市UD連絡協議会



※このパンフレットは、津市とユニバーサルデザインの関係団体による
津市ユニバーサルデザイン（UD）連絡協議会が編集・作成しました。

ユニバーサルデザインってなあに？

ユニバーサルデザイン・・・はじめからなるべくみんなが使いやすいように。
 バリアフリー・・・今あるものをお年寄りや体の不自由な人が使いやすいように。



まわりを触ることにより、区別することができるように加工された容器。
 写真は、牛乳（加工乳を除く）の入った紙パックと分かるように加工された「切れ込み」



ふりがなが記入された日本語（漢字）やささまざまな国の言葉、絵文字などで書かれた情報



体の不自由な人や子どもを連れた人など、だれでも利用できる多目的トイレ・多機能トイレ

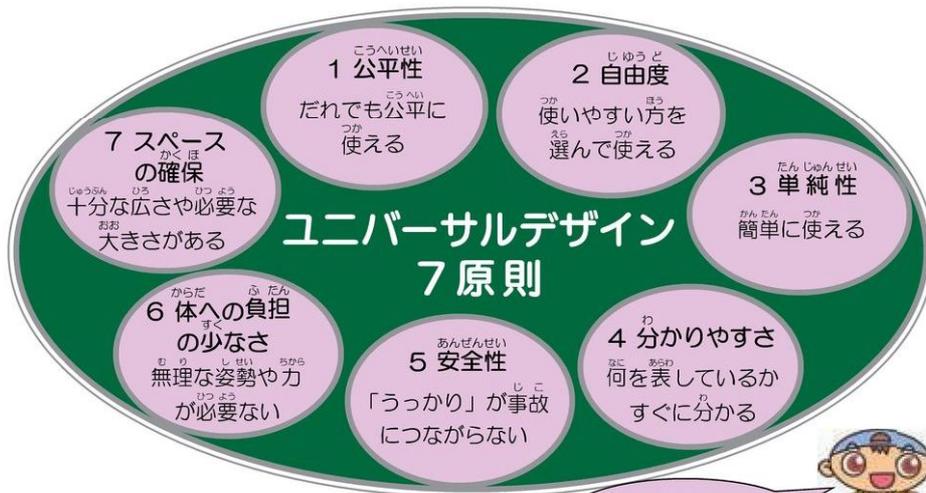


アルコール飲料が入った缶には、浮き出し文字や点字でアルコール飲料と分かるように工夫されたものがあるよ。



身体に障がいのある人などで歩行が困難な人の外出を支援するための「三重おもいやり駐車場利用証制度」

～ユニバーサルデザインの約束～



たとえば、どんなものがあるかな？



みちか さが おくないへん
 身近なユニバーサルデザインを探そう！ (屋内編)



「Copyright 1994-2008 FUJITSU」

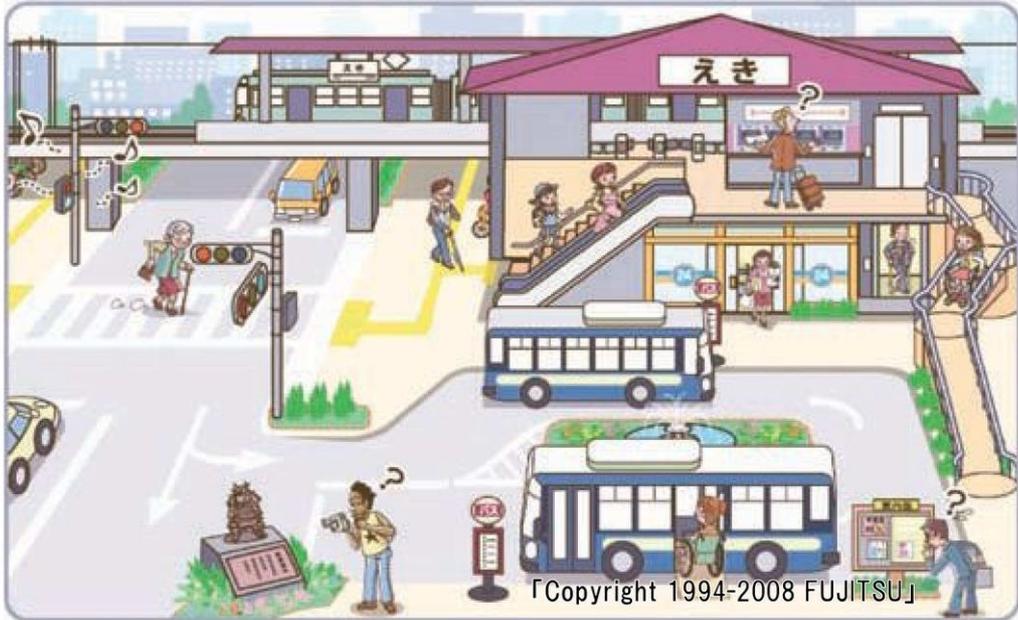
なぜユニバーサルデザインか考えてみよう。

場所	なぜ?	場所	なぜ?
ボタンが大きな電灯のスイッチ		手すりやすべり止めがある階段	
左右対称のきゆうすの取っ手		触って分かるシャンプーの容器	
どちらの手でも押せるカメラのシャッターボタン		上げ下ろしできる食器棚	
文字やキーの大きい携帯と電卓		レバー式の水道の蛇口	
四つの角すべてに数字とマークのあるトランプ		段差のない床	
にぎりやすいペン		色分けされた調味料容器	
開きやすいノートパソコン		開け閉めしやすいドアノブ	

おうちには、ほかにどんなユニバーサルデザインがあるかな？



み ぢか さが おくがいへん
 身近なユニバーサルデザインを探そう！ (屋外編)



なぜユニバーサルデザインか考えてみよう。

場 所	な ぜ?	場 所	な ぜ?
ゆるやかなスロープ		エスカレーター	
自動ドア		エレベーター	
視覚障がい者誘導用 ブロック(点字ブロック)		車いすでも乗れるバス	
日本語と外国語で 書かれた説明文		車いす専用のスペースが ある電車の車内	
外国の人でも分かる 切符売り場等の表記		幅の広い改札口	
文字の大きさや色使いに気 を付けたポスター		メロディーが流れる信号	

みんなのまちには、ほかにどんなユニバーサルデザインがあるかな？



このマークを知っていますか？



障がい者のための
国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを示すための世界共通のシンボルマークです。



盲人のための
国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーが考えられた建物、設備、機器などに付けられている世界共通のシンボルマークです。



オストメイトマーク

病気などにより人工の肛門や膀胱をつけている人(オストメイト)のためのトイレ設備があることを示すマークです。



補助犬同伴可マーク

盲導犬(視覚に障がいがある人を手伝う犬)、介助犬(手や足に障がいがある人を手伝う犬)、聴導犬(聴覚に障がいがある人を手伝う犬)が補助犬として施設に入れることを示すマークです。



盲導犬マークと
「うさぎマーク」

盲導犬マークは、目の不自由な人たちと一緒に遊べるよう工夫されたおもちゃを示すマークです。うさぎマークは、耳の不自由な人たちと一緒に遊べるよう工夫されたおもちゃを示すマークです。



聴覚障がい者マーク

自動車の運転免許を受けた聴覚障がいのある人が、自動車に貼付するマークです。

みんなのまわりで
ユニバーサルデザインの
マークを探してみよう！



おもいやり駐車場の
マーク

平成24年10月1日から三重県で始まった「三重おもいやり駐車場利用者証制度」のマークです。この制度は、障がい者や高齢者などで歩行が困難な人の外出を支援するための制度です。



三重県のユニバーサル
デザインシンボルマーク

三重県のユニバーサルデザインのみちづくりのシンボルマークです。三重県のユニバーサルデザインのみちづくりのシンボルマークです。壁(バリア)を通り越して、お互いが分かり合おう、協力し合おうと手を握りあっている様子を表しています。



耳マーク

自分の耳が不自由であることを表すのに使用するマークです。また、市役所や病院などでこのマークが掲示されている場合は、申し出があれば必要な援助を行うことを表します。

できることからはじめてみよう！

☆電車やバスの中で、お年寄りや妊娠している人が立っていたら、席をゆずろうね。



☆点字ブロックの上や、歩道や通路に、自転車を止めていないかな？



☆困っている人を見かけたら、声をかけてみよう。



こころ
心づかいと
おも
思いやりのこころ
たいせつ
大切ね！



最近、ユニバーサルデザインに気を配った施設が整備されるなど、ユニバーサルデザインのまちづくりが進んできていますが、まだ十分ではありません。

みなさんのちょっとした手助けや思いやりの心で、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを進めることができます。

みんなが暮らしやすい、安全で安心できるまちをつくるために、まず、私たちにできることからはじめてみましょう。

「UDのまちづくり」について、もっとくわしく知りたいときは、
私たちがお手伝いします！

○津市政策財務部政策課
TEL 059-229-3296 FAX 059-229-3330

○津市ユニバーサルデザイン(UD)連絡協議会
つUDかるがも
UDまちづくりの会

津市ボランティア協議会
津市社会福祉協議会

○三重県健康福祉部地域福祉課ユニバーサルデザイン班
TEL059-224-3349 FAX 059-224-3085

より良いものにしていくためにご意見をお聞かせください。



このパンフレットは、見やすく、読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

2009年(平成21年)3月 初版発行
2013年(平成25年)9月 第三版発行



「ユニバーサルデザイン (UD) のまちづくり」というと、「ユニバーサルスタジオ関連ですか?」と聞かれる事があります。残念ながらUSJとの関係はありませんが、辞書を引くと「ユニバーサル」という言葉には、「共通の」「普遍的な」「宇宙的な」という意味があります。つまり、UDという言葉には、障害者のための特別な物ではなく、障害が有っても無くても一緒に使える「共通」のデザインという意味があります。

Q では、高齢者も障害者も健常者もみんなが使いやすい「共通」に使える物には何があるのでしょうか?

▼エレベーター

エレベーターがあれば、車いすでもベビーカーでも、楽に階を移動できます。

▼テレビの字幕放送

テレビの字幕放送によって、耳の不自由な人も台所がうるさいくて音が聞こえない人も、テレビを楽しめます。

▼自動ドア

自動ドアによって、体が不自由な人も荷物で両手が塞がっている人も、楽にドアを開けられます。

▼洗浄便座

洗浄便座があれば、腕に支障がある人もお尻に支障がある人も、楽にお尻をきれいにできます。

▼携帯電話のメール

メールのお陰で、耳が不自由な人も電話しづらい状況の人も、出先で楽に連絡がとれます。

Q 最後に、この怪獣の爪のような物は何かご存知ですか?

もうこれらは、高齢者や障害者に優しいものだという事も忘れてしまつほど、私たちの生活に馴染んでいますね。ちょっと新しいところでは、「マーシャル」にも字幕が付き始めています。「共通」に使用できる身の回りのUDは、着実に増えています。

答えは、駅のホームで連結部分から目の不自由な人が線路に落ちないための近鉄電車のガードです。酔っ払ったお父さん達の中にも、お世話になった人がいるのではないのでしょうか? UDを必要とする人は、「きつといつか」の私達なのです。



▲黒田官兵衛が築城した大分県の中津城

九州へ旅をしてきました。高千穂では古墳の壁を触ってドキドキしたり、聞きなれない方言、海沿いの素敵な景色、潮の匂い、珍しい食べ物などに、自分の五感が喜んでいっているのわかりました。

人は目から八割の情報を得ると言われています。しかし、もしそれが失われたとしても、人の体というのは残りの感覚を駆使して、足りない部分をカバーするのだそうです。ということは、もし目が見えなくなっても、触感や音や匂いや味で足りない情報を補って、旅を楽しむことはできる！ということなのです。これは自分のこととして、そして人様のこととして、生涯忘れずにいたいと思います。

ところで、移動中に気になるのが、駅のエスカレーターです。どちらか片側に寄って、急ぐ人に道を譲るのが正しいマナーだと思っている人が多いのですが、実はそうではありません。世の中にはお体が不自由で、どちらか片方の手摺りしか持てない人がいます。赤ちゃんを片腕に抱き、ベビーカーを反対の手に持ち、横幅を取らざるを得ない子育て中のお父さんやお母さんもいます。



実は、そうした人達こそが、エスカレーターで優先されるべき人です。エスカレーターは、階段を上るのが大変な人のための物、エレベーターは、そのエスカレーターでも移動が難しい人のための物です。エスカレーターを駆け抜けるだけの体力のある人に遠慮して、大変な状況の人が道を譲るとするのは変だと思いませんか？せっかく人にやさしいユニバーサルデザインの設備があっても、上手に生かされていない例がたくさんあるのは残念な事です。

ふとした時に、さりげない気遣いのできる人って、素敵ですよ。困っているけれども声に出して言えない人が、もしかすると、あなたのそばにもいるかもしれません。ちょっと周りを見渡してみませんか？

※UDほっとねっと四日市は、2003年に発足したUDのまちづくりを目指すボランティア団体です。ただいま、NPO法人申請中。

UDほっとねっと四日市
三重県四日市市別名3-14-21
<http://www.ud-hotnet.com/>

電話・FAX 059-332-3529
E-mail: koubou-i@cty-net.ne.jp

ユニバーサルデザイン

ピクトグラム(絵文字)とどうのをい存知ですか？ 伊藤 順子

誰にでも分かりやすいマークとして、あちこちで目にするようになりました。日本語が分からない外国の人にも便利なこのピクトグラムですが、色々有りすぎて、戸惑ってしまいます。今回から数回に分けて、ユニバーサルデザインの街づくりには欠かせないピクトグラムをご紹介します。

道路交通法による「一般道路編」



①は、免許取得後1年未満の人が、車に貼る義務のある初心者マーク(初心運転者標章)です。

②は、以前からあったもみじマークが不評のために変更になった高齢運転者標識です。70歳以上の運転者には努力義務、75歳以上には義務になっています。

③は聴覚障害者標識です。一般に、蝶々マークと呼ばれています。2008年に導入され、表示は罰則付きの義務です。

④のマークは、身体障害者標識です。一般に、四葉マークと呼ばれています。表示は、努力義務です。

この4つに加えて、仮免許練習中の標識をつけた車に対し、やむを得ない場合を除いて、他の運転者が幅寄せや割り込みすると、交通違反に問われます。

これらのマークは、運転免許試験場やホームセンターなどで買えますが、他にも警察署が歩行困難者に発行する、「駐車禁止除外指定者標章」があります。

言うなれば、これらはすべて水戸黄門の印籠のようなもので、ホームセンターで買えることには疑問が残ります。また「高齢運転者等専用駐車区間制度」もありますが、三重県内には設置箇所が少ないので、説明は省きます。

さてこの黄門様の印籠ですが、残念ながら、一般道路ではないスーパー等の駐車場では効力を持ちません。そこで思い出されるのが、私有地や施設などで見かける⑤や⑥のマークです。実は⑤の車椅子マークが、多くの方に誤解された使われ方をしています。今回は、このマークについて説明するにとしまししょう。

⑥



⑤



④



③



②



①

※UD ほっとねっとは、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指すNPO 法人です。

NPO 法人 UD ほっとねっと

三重県四日市市別名3-14-21 電話・FAX 059-332-3529
http://www.ud-hotnet.com/ E-mail:koubou-i@cty-net.ne.jp

ユニバーサルデザイン

伊藤 順子

ピクトグラム(絵文字)とアイコンの正しい存知ですか?その2

前回は、道路交通法による一般道路編として、初心者マークや身体障害者標識などのピクトグラムのご紹介をしました。今回は、一般道路以外で有効なピクトグラムについて、ご紹介します。



スーパー等私有地駐車場編



よく駐車場などで目にするこの車椅子マーク(通称)。これは、障害者が利用できる建築物、公共輸送機関であることを示す国際シンボルマークです。では、ここで一つ質問。

Q. 車椅子マークを車に貼ることで、車椅子駐車場(通称)に優先的に停めることができるのでしょうか?

A. X

エッ!と、驚いた方も多いと思いますが、このマークは前述のとおり、障害者が利用できる、または利用し易い建物や乗り物だということの意味しているに過ぎません。車椅子でも乗り込む事の出来るノンステップバスに、車椅子マークを表示する事は正しい利用方法ですが、障害者が車に乗っていることを回りに知らせるために、家用車に貼るのは誤用です。ではどうして、多くの方が誤解してしまったのでしょうか?

実は、つい最近まで、車椅子駐車場の正当な利用者であることを証明するマークはありませんでした。また、誰が正当な利用者であるかの線引きも曖昧だったので、仕方なく多くの方がこの車椅子マークを使用したために、ここまで誤用が広まったものと思われる。



▶利用証

しかし三重県では平成24年から、「思いやり駐車場利用証制度」ができました。この制度の画期的なところは、「思いやり駐車場」の利用者は誰なのかを三重県が明らかにし、対象となる申請者に利用証を発行したことです。今後、もっと協力施設が増えて行くよう願っています。



ところでこのアクティブなピクトグラムが誕生したのは、どこの国でしょうか? 次回はその答とともに、もう少しピクトグラムをご紹介します。したいと思います。

NPO 法人 UDほっとねっと

三重県四日市市別名3-14-21
電話・FAX 059-332-3529
E-mail: itoj@ud-hotnet.com
http://www.ud-hotnet.com/
※UDほっとねっとは、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指すNPO法人です。

おもいやり駐車場には利用証が必要なんです！

皆さんへのお願い

この制度が成り立つためには、皆さん一人ひとりの「おもいやり」「ゆずりあい」の心が必要です。

歩行が困難な方が利用しやすい駐車場になるよう、ご協力をお願いします。



三重おもいやり 駐車場利用証制度

身体に障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方に、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。



詳しくはWebへ！

三重おもいやり

検索



三重県 健康福祉部 地域福祉課

電話 059-224-3349(土日・祝日を除く8:30~17:15) FAX 059-224-3085 E-mail ud@pref.mie.jp

新しいルールとマークで適正利用

「三重おもいやり駐車場利用証制度」は、車いす使用者用駐車場等の適正な利用を進めるため、利用できる方を明らかにし、新しく利用ルールとマークを定めたものです。

希望者には、申請に基づき「おもいやり駐車場」の利用証を交付します。一方で、この制度にご協力いただいた施設の駐車場にも同じマークが表示されています。

利用者がこの利用証を掲示することで適正な利用であることを示します。



なぜ、この制度が必要なの？

車いす使用者用駐車場は、歩行が困難な方が、車いすの出し入れや、駐車場から目的とする建物等への移動がスムーズにできるように設けられています。しかし、現状は「入口に近いから」「少しの間だけだから」と停めてしまう利用者のマナー違反やモラルの欠如に加え、「誰が停めていいの?」「高齢者は?」「妊産婦は?」と疑問を持ってしまいう利用ルールのあいまいさもあります。

また、「国際シンボルマーク」「身体障がい者マーク」等の関連マークが正しく使われていないケースもあります。



関連マークについて知っていますか？



【国際シンボルマーク】

障がい者が利用できる建築物、施設であることを示すマークです。



【身体障がい者マーク】

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件がついている人が自動車に貼付するマークです。

利用証を取得するには？

「おもいやり駐車場」の利用証の申請窓口は、県庁、県福祉事務所（北勢・多気度会・紀北・紀南）、県保健所（鈴鹿・津・松阪・伊賀）、県障害者相談支援センター、お住まいの市役所、町役場です。

申請の際には、交付申請書の提出と確認書類（身体障害者手帳、母子健康手帳、医師の証明書等）の提示が必要となります。

※県外にお住まいの方も申請できます。利用証が必要な方は表面の担当課までご連絡ください。

利用証はどうやって使うの？

「おもいやり駐車場」を利用する際は、ほかの人からもわかるように、利用証を車内のルームミラー等に掲示してください。



利用証の交付対象者は？

歩行が困難で以下の基準に該当する方です。

※利用証は交付対象者が同乗する場合も使用できます。

区 分		交付要件	
障 が い 者	身体障がい	身体障害者手帳の等級が下記の等級であること。	
	視覚障がい	1 級から 4 級	
	聴覚障がい	2 級、3 級	
	平衡機能障がい	3 級、5 級	
	肢 体 不 自 由	上肢	1 級、2 級
		下肢	1 級から 6 級
		体幹	1 級、2 級、3 級、5 級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	1 級、2 級 上肢機能 移動機能
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこうの機能障がい	1 級、3 級、4 級	
	ヒト免疫不ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい	1 級から 4 級	
知的障がい	療育手帳の障がいの程度欄「A」		
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の障がい区分「1 級」		
要介護高齢者等	介護保険被保険者証の要介護状態区分「要介護 1 から 5」		
難病患者	特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者		
妊産婦	産前 4 か月から産後 6 か月まで		
けが人	けがにより一時的に歩行が困難で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方。		
その他	上記以外の理由により歩行が困難で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方。		